新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月９日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第67号

新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則

新潟県薬事審議会規則（昭和36年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（組織） **第２条**　審議会は、委員12人以内をもつて組織する。 ２～４　（略） **第５条**　（略） （部会） **第６条**　審議会は、その定めるところにより、必要な部会を置くことができる。 ２　部会は、会長が指名する委員５人で組織する。 ３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。 ４　部会長は、部会の事務を掌理する。 ５　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、部会長の職務を代行する。 ６　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。 ７　前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第１項及び第３項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。 **第７条**　（略） **第８条**　（略）	（組織） **第２条**　審議会は、委員10人以内をもつて組織する。 ２～４　（略） **第５条**　（略） **第６条**　（略） **第７条**　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。